

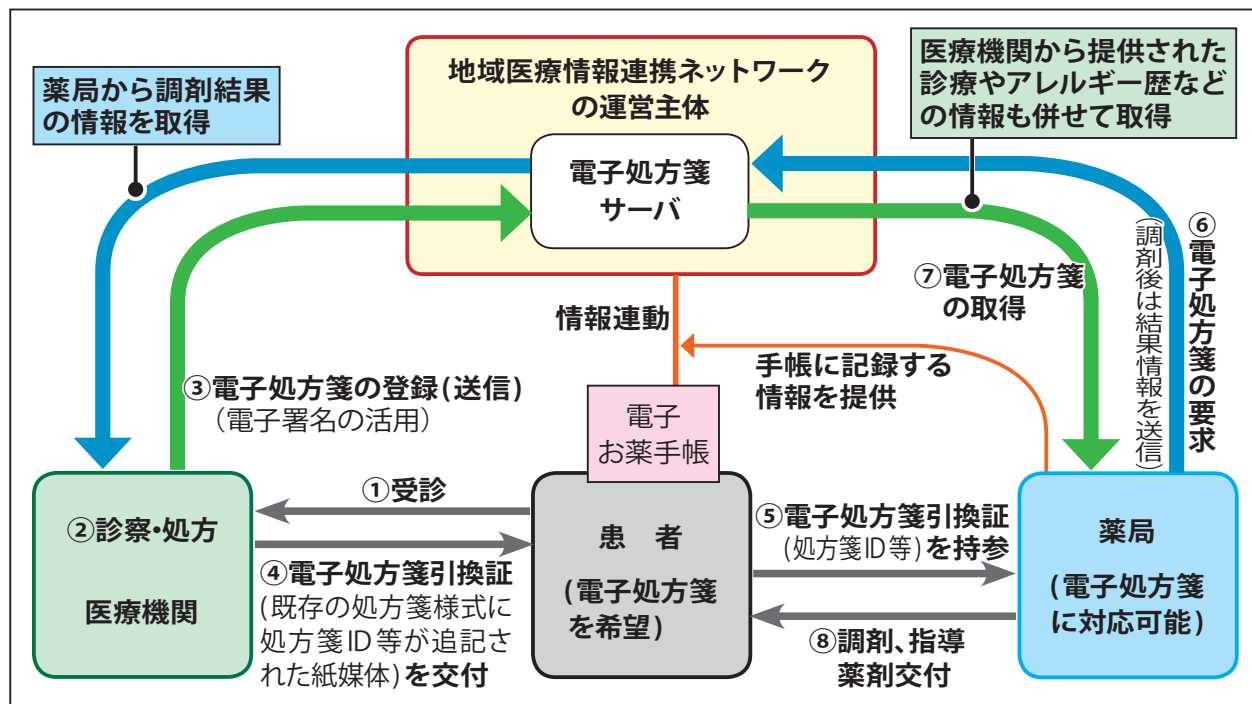
処方箋の完全電子化に向けた取り組みが進む ～運用ガイドラインを改訂へ

《背景》 電子処方箋の円滑な運用を図るための施策の一環で、2016年3月末に公表された「電子処方せん」の運用ガイドライン(「処方せん」は当時の表記)の改訂に向けた具体的な検討が、厚生労働省で行われている。間もなく改訂版の案が整理される見通し。

《解説》 ガイドラインの改訂については、現行の「電子処方箋引換証」を必要とする運用モデルやASPサーバの利用を前提とした運用の見直しなどが検討されています。電子処方箋引換証は、既存の処方箋様式に処方箋ID等が追記された紙媒体です。それを交付された患者が薬局に持参するという、従来と同様のプロセスになっています。ガイドラインの改訂版では、紙媒体の電子処方箋引換証を必要としない場合の運用が明記される見通しです。完全電子化された処方箋を用いる利点があるのは、在宅医療の場面などが考えられます。

◎現行のガイドラインに基づく電子処方箋の運用(イメージ)

※④・⑤の仕組みがあるため、従来の処方箋の授受と同様になっている。



(厚生労働省の資料に基づいて作成)

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都文京区後楽2-3-4 第二松屋ビル 〒112-0004
TEL. 03-3817-8867